

## 教員養成に関する情報公開項目【教育職員免許法施行規則 第22の6】

### 1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

#### <大学としての教員養成に対する理念>

九州女子大学では、学則第1条において、「広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と定めている。この目的を具現化するため、家政学部および人間科学部において、学則第3条に規定している学是「自律処行」の建学の精神に基づいて各専門分野の高度な知識と技能を修得し、身につけた知識と技能を自己の豊かな人生に資するだけでなく、他者の人生を豊かにすることに貢献し、次世代に発展的に継承させる人材を育成する。

本学においては、上述した学是「自律処行」に基づいて、教職への意欲や使命感、並びに学習指導能力および生活指導能力を備えた教員を養成することを目指し、以下の共通の養成理念を有する。